令和　　年　　月　　日

柏市長　　あて

　　　　　　　　　〒　　　－

申請人　　住所

　　　　　氏名

　　　　　　　　 ※法人の場合は記名押印してください。

　　　　　電話　　　　　－　　　　　－

**水路占用等申請書**

柏市法定外公共物管理条例（以下，「条例」という。）及び柏市法定外公共物管理条例施行規則（以下，「規則」という。）の規定により，次のとおり申請（又は届出）いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| **１　法定外公共物に係る申請等区分** | □**占用**許可申請書（**新規**申請，条例第６条，規則第４条）□**継続占用**許可申請書（条例第９条，規則第６条）□占用権利義務**承継**届（条例第１５条，規則第９条）□**原状回復**届（条例第１７条，規則第１０条）□**現況証明** |
| **２　土地の所在** | 柏市 |
| **３　土地の種類** | □水路　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **４　区分・面積** | □電柱・電話柱等（本柱　　本，その他　　　　　　　　　）□水道・下水道・ガスの管等（外径　　　ｍｍ，延長　　ｍ）□通路等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平米）□その他（橋梁等）（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **５　目的** | □通路　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **６　占用期間** | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| **７　工事期間** | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| **８　工事請負者(申請代理人)** | 名称電話 |
| **９　隣接する道路** | □市道　　□私道　　□なし　　□その他（　　　　　　　） |
| **１０　承継又は譲渡等の場合，従前の占用者** | 　　　　〒　　　－　　　　　　（許可番号　　　－　　　）住所　　氏名　　 |

**１１　添付書類**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 新規占用 | 継続占用 | 承継 | 原状回復 | 現況証明 |
| ①案内図 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ②公図写し | 〇 | － | － | 〇 | 〇 |
| ③住民票又は法人　登記簿謄本 | 〇 | － | 〇 | － | 〇 |
| ④平面図 | 〇 | － | － | 〇 | 〇 |
| ⑤現況写真 | 〇 | － | － | 〇 | 〇 |
| ⑥工作物等の図面 | △ | － | － | － | △ |
| ⑦前許可書の写し | － | 〇 | 〇 | 〇 | － |
| ⑧その他 | － | － | 〇 | － | － |

注１　③の住民票又は法人登記簿謄本は，申請書提出日の過去３ヶ月以内に取得したものとする。

注２　④の平面図は，対象面積が算出されているものとする。

注３　⑤の現況写真は，２方向以上から撮影したものとする。

注４　⑥の工作物等の図面は，工作物等がある場合に限る。

注５　承継（相続又は合併若しくは分割）の場合は，添付資料（⑧その他）として，承継の事実を証する書面（承継先及び承継元双方の記名押印を確認できるもの）の写しを添付すること。
　なお，譲渡，貸し付け，担保は原則禁止されている（条例第１６条第１項）ため，希望する場合は事前に関係部署（柏市河川排水課）と協議すること。

**１２　遵守事項**

申請等が許可された場合は，次の事項を遵守します。

|  |
| --- |
| (1) 申請箇所には工作物，車，物置，植木等を置いたりせず，申請の目的以外には使用しないこと。(2) 工事着手に先立ち，近隣住民に工事内容を説明し，苦情がないようにすること。また，工事期間中の現場管理は責任をもって行うこと。(3) 占用期間中の占用物件の維持管理は，申請者が責任を持って行うこと。(4) 占用料は，柏市が発行する納入通知書により遅滞なく納付すること。(5) 占用者が変更となる場合は，速やかに承継等の手続きを行うこと。(6) 継続占用しない場合又は占用を終了し若しくは廃止する場合は，原状回復の上，原状回復届を提出すること。　また，担当課の指示があればそれに従うこと。(7) その他，市の指示事項，許可条件，公共上必要な場合において，許可が取り消された場合は，その指示に従うこと。 |

**※**　この申請書は，添付書類を含め**２部提出**すること。